

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

魚津市長 村椿 晃

市町村名 (市町村コード)	魚津市 (16204)
地域名 (地域内農業集落名)	道下地区 (岡経田、仏田、仏又、青島、北中、北鬼江、高畠、釈迦堂、本新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 15 日 (第 2 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業従事者が減少している。
- ・道下地区では宅地開発が進んでおり、農地が住宅の中に点在している地域もある。農地を農地として利用する間は、担い手を中心に集積、又は保全管理を行っていく。
- ・農地の保全管理に対し、地域住民への理解・協力を周知していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、地域内ではしんきろうトマトをはじめとする野菜の栽培も行われており、段階的に有機農業も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に配慮しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地区において、農地利用の効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について協議が進められているため、早期に実施できるよう協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市及びJAと連携しながら、地域農業を支えていくため、後継者の育成・確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、魚津市農業協同組合の委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を図っていく。
 ⑦担い手が耕作できない農地の管理については、景観作物の栽培や市民農園等の管理の検討や多面的機能支払交付金の活用による管理を行っていく。